

様

---

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

利用契約書・重要事項説明書

社会医療法人社団 順心会

順心会訪問看護ステーション加古川

〒675-0003 加古川市神野町神野186-10

管理者 坂田 順子

電話 (079) 438-4565

FAX (079) 430-5152

# 定期巡回・随時対応型サービス(訪問看護)利用契約書

## 第1条 【定期巡回・随時対応型サービス(訪問看護)の目的および内容】

1. 利用者が、ご家庭で、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるよう訪問看護を行います。
2. サービスの内容は、要介護状態の利用者様の病状などの観察、療養、看護、介護方法のアドバイスや清潔食事、排泄などをケアします。また、床ずれの予防・処置、医療的な管理、終末期ケア、その他主治医の指示に基づく診療の補助を行います。

## 第2条 【契約期間】

1. この契約の契約期間は、 年 月 日から6カ月とします。
2. 契約利用者からの解約の意思表示がない場合は、同一内容で継続します。

## 第3条 【個別サービス計画等】

1. 利用者ケアマネジャーが相談して「ケアプラン」が作成されます。このケアプランに沿って「個別サービス計画」を作成します。利用者に説明後、内容が了承・確認されましたら訪問看護サービスが提供されます。
2. 「個別サービス計画」の変更は、「ケアプラン」の範囲内であれば可能です。変更を更に希望される場合は連絡下さい。

## 第4条 【サービス提供の記録等】

1. 訪問看護サービスが始まりましたら、「訪問看護経過記録」にサービスした内容などを記入します。
2. 「訪問看護経過記録」は整理して、一ヶ月ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況などを主治医にも報告させていただきます。
3. 「訪問看護経過記録」は5年間保存していますので、希望があれば、「訪問看護記録開示申請書」を提出していただき、当ステーションで閲覧できます。(開示には手数料が発生します)

## 第5条 【利用者負担金およびその滞納】

1. 訪問看護サービスの利用料金(利用者負担金)は、「重要事項説明書」を参照下さい。
2. 利用料金を2ヵ月分以上滞納した場合は、1ヵ月以上の期間を定めて利用料金の支払い催促を行います。更に、期間満了までに滞納した場合は、契約解除を催促いたします。
3. 催促した場合、利用者の日常生活の維持を考慮し、ケアマネジャーにサービス計画の変更や介護保険外の公的サービスの利用などについて調整いたします。
4. 催促にも応じられなかった場合、または期間が満了した場合は文書により契約解除を通告いたします。

## 第6条 【利用者の解約権】

利用者は、いつでも契約を解除することができます。  
この場合1週間以上前までに連絡下さい。

#### 第7条 【事業者の解約権】

利用者の著しい不信行為でサービスの継続が困難になった場合、ケアマネジャーに相談し、その理由を記載した文書により、この契約を解除させていただきます。

#### 第8条 【契約の終了】

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了いたします。

- (1) 利用料金の滞納で契約解除の意思表示がなされたとき。
- (2) 利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) サービス提供事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
  - ① 暴言、暴力、ハラスメント行為の発生等によりケアを適切に提供できない状況になった時  
(別紙: 訪問看護ステーションからのお願いを参照下さい。)
  - ② 利用者またはその家族が提供事業者に対しこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- (4) 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。
  - ① 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
  - ② 利用者について、要介護認定が受けられなかったとき。
  - ③ 利用者が死亡したとき。

#### 第9条 【損害賠償】

訪問看護の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害を賠償します。

但し、利用者または家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減じます。

#### 第10条 【秘密保持】

訪問看護の提供にあたって知り得た、利用者または家族の秘密・個人情報は身体など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

#### 第11条 【苦情対応】

1. 利用者は提供されたサービスに不服がある場合には、事業者、ケアマネジャー、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 苦情の申し立て、または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 利用者が苦情を申し立てなどを行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

#### 第12条 【契約外条項等】

1. この契約および介護保険などの関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途の契約が必要になります。

#### 第13条 【サービス提供責任者】

1. サービス提供責任者は「坂田順子」です。サービスについての相談や不満がある場合には、いつでも連絡下さい。
2. サービスを提供する主な看護師は( )です。  
なお、都合により看護師等を変更する場合は事前に連絡いたします。

前記のとおり、定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)の契約を締結いたします。

年 月 日

利用者 住所 〒 ー

氏名

電話番号 ( ) ー

※代理人を選任した場合  
署名代行

代理人 住所 〒 ー

氏名

電話番号 ( ) ー

立会人 住所 〒 ー

氏名

電話番号 ( ) ー

- \* 本人と共に契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整を行える場合に記載して下さい。  
なお、立会人は契約上、法的な義務等を負うものではありません。

事業者 住所 〒 675-0003

加古川市神野町神野186-10

社会医療法人社団 順心会

理事長 栗原 英治

名称 順心会訪問看護ステーション加古川

# 重要事項説明書

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

## 1、事業所の概要

事業所	順心会訪問看護ステーション加古川
所在地	〒675-0003 加古川市神野町神野186-10
提供可能サービスおよび事業所番号	訪問看護 2862290018号
管理者および連絡先	坂田 順子 079(438)4565
サービス提供地域	加古川市・高砂市・播磨町・稲美町・明石市

## 2、事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	管理・訪問看護	1名
理学療法士	訪問リハビリ	4名(常勤 1名、非常勤 3名)
作業療法士	訪問リハビリ	3名(常勤 3名、非常勤 0名)
言語聴覚士	訪問リハビリ	1名(常勤 1名、非常勤 0名)
看護師	訪問看護	20名(常勤 6名、非常勤 14名)

## 3、営業時間

- ・平日(月～金) 9:00～17:00
- ・年末、年始(12月30日～1月3日)は「祝祭日」の扱いになります。

#### 4、サービス利用料および利用者負担

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

(1)介護保険の適用を受けて利用する利用料(1か月あたり)

区分		単位数	地域加算区分加算 10.21含む自己負担額 (1割の場合)
<input type="checkbox"/>	要介護 1~4	2961単位	3023円
<input type="checkbox"/>	要介護 5	3761単位	3940円
<input type="checkbox"/>	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位	586円
<input type="checkbox"/>	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	50単位	51円
初回加算	<input type="checkbox"/> (Ⅰ)	350単位	357円
	<input type="checkbox"/> (Ⅱ)	300単位	306円
特別管理加算	<input type="checkbox"/> (Ⅰ)	500単位	511円
	<input type="checkbox"/> (Ⅱ)	250単位	256円
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	600単位	613円
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算	2500単位	2553円

\* 負担割合が2割の場合は全て2倍、3割の場合は全て3倍の金額になります。

#### (2)その他

##### ① 交通費

通常のサービス提供地域以外のみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

##### ② 自己負担金

現金もしくは口座引き落としにてお支払いいただきます。

(サービス提供月の次月の月上旬にお支払い願います)

\*利用者負担は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載します。

\*居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(7~9割)を請求することになります。

## 5、キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。  
前日または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますのでご了承下さい。  
(但し、容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。)

### \* キャンセル料

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

サービス利用の前々日まで	無 料
サービス利用の前日まで	利用者の負担金の50%
サービス利用の当日	利用者の負担金の100%

## 6、相談窓口・苦情対応の窓口

ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。  
事業所以外での相談窓口は、下記のとおりです。

相談窓口・苦情対応の窓口		対応時間
* 当事業所お客様相談コーナー	電話(079)438-4565	9:00~17:00
	FAX(079)430-5152	
管理者 氏名	坂田 順子	
* 兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連)	電話(078)332-5601	9:00~17:00
神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801号		

## 7、高齢者虐待防止のための対応について

- (1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18.4.1)が施行され  
関係機関として高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられました。  
(2) 当事業所は、R6.4.1の報酬改定に準じ、虐待防止についての指針を整備し、  
定期的な研修を実施しております。

### \* 加古川市の相談・通報窓口

* 加古川市役所高齢者支援課	電話(079)427-9208	9:00~17:00
	FAX(079)424-1322	

## 8、身体拘束等の適正化の措置について

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、  
身体的拘束を行いません。

身体的拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急  
やむを得ない理由を記録します。

## 9、ハラスメントについて

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、安心して働き続けられる環境づくりを目指します。  
(2) 利用者または家族から職員に対して以下のようなハラスメント行為はお断りします。  
①身体的暴力 ②精神的暴力 ③セクシャルハラスメント ④その他迷惑行為

## 10、事業継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期に業務再開をはかるための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11、感染症の予防及びまん延防止のための措置について

感染症の発生、又はまん延しないよう委員会を設置し、指針の整備・研修・訓練を定期的に実施します。

## 12、当社の概要

- ・所在地 〒675-0122 加古川市別府町別府865番1
- ・名称 社会医療法人社団 順心会 理事長 栗原 英治
- ・電話 (079) 437-3555

## 13、説明確認

サービス契約の締結にあたり、 年 月 日前記により重要事項を説明しました。

説明者 ( )

サービス契約の締結にあたり、上記重要事項の説明を受けました。

※ サービス利用料及び利用者負担について同意します。

利用者氏名 ( )

代理人又は立会人 ( )



# 個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲で使用することに同意します。

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)  
記

## 1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑のサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整などにおいて必要な場合。

## 2. 使用する期間

年 月 日 からサービス終了まで

## 3. 条件

- (1) 個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者にもれることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容などの経過を記録しておくこと。

以上

年 月 日

順心会訪問看護ステーション加古川 様

利用者 住所 〒 —

氏名

電話番号 ( ) —

利用者の家族 住所 〒 —

氏名

電話番号 ( ) —